六四四　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　一五　七
六四五　宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件　一五　七
六四六　都市計画法施行規則の規定により登録講習機関として登録を更新した件　一八　五
六四七　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一八　五
六四八―一　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二〇　五
六五一―二　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　七　112
六六二　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二一　六
六六五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二二　八
六六六　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　六
六六八　直轄砂防工事を施行する件　二五　七
六六九　建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準　二五　一　115
六七〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　五
六七一　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二七　六
六七二　建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件　二七　一　118
六七三　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二七　一　118
六七四　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二八　七

六七七　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　七
六七八　直轄砂防工事を施行する件　二八　七
六七九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二八　八
六八〇　防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件の一部を改正する件　二九　九
六八一　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　九
六八二　広島ヘリポートの施設について告示した事項に変更があった件　二九　九　120
六八三　評価方法基準の一部を改正する件　二九　九　120　七四
六八四　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件　二九　九　120　七五
六八五　不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件の一部を改正する件　二九　一　120　七五
○海上保安庁
四〇　航路標識に関する件　一　八
四一　分離通航方式に関する告示の一部を改正する件　一二　一　105
四二　航路標識に関する件　一三　七
四三　〃　二七　六
○海難審判所
四四　海技免状の無効を宣する件　一一　八
○環境省
二一　神奈川県足柄下郡箱根町の一部を国民保養温泉地　芦之湯温泉に指定した件　一　八
七五　大分県竹田市の一部を国民保養温泉地　竹田温泉群に変更した件　一　九
七六　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十二条に基づく国による措置の代行に関する件　七　八
七八　国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件　二六　七
七九―二　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件　二六　八
八三　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を拡大した件　二六　九
八四　環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件　二六　九
八五　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示　二六　九
八六　夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件　二八　八
八七　公益社団法人日本動物園水族館協会のライチョウ保護増殖事業を認定する件　二九　九
八八　環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を定める件　二九　一〇
○原子力規制委員会
四　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第三条の二の規定に基づく測定設備を定める告示の一部を改正する告示　一八　七　109
五　原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件　一八　七　109

○防衛省
八七―二　海上における射撃訓練を実施する件　一　九
九二　〃　一一　八
九三―一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　一四　七
九八―一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　一四　七
一〇〇三　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一五　七
一〇〇四　海上における射撃訓練を実施する件　二五　七
○東海北陸厚生局
二　生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示　七　八
○東北地方整備局
一〇〇一　道路に関する件　一二　八
一〇〇二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一三　七
一〇〇三　〃　一四　九
一〇〇四　道路に関する件　一五　三〇　108
一〇〇五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一五　三〇　108
一〇〇六　〃　一八　三〇
一〇〇七　道路に関する件　一九　七
一〇〇八　〃　一九　七
一〇〇九　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一九　七
一一〇　〃　二〇　七
一一一　〃　二一　七
○関東地方整備局
二五一　多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　七　八　103
二五二　〃　八　九　二〇
二五三　〃　一一　八
二五四　〃　一二　八
二五五　利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一三　九
二五六　〃　一四　一〇
二五七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一五　三一　108